

所得税法第56条の廃止を求める意見書

所得税法第56条は、家長制度の廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防ぐ趣旨のもと制定された条項である。

しかし、同法が制定された当時と比べて、女性の社会進出や家族観など社会通念が大きく変化し、伝統的な法解釈だけでは合理的な判断を下すことが困難な社会情勢となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円のみであり、このわずかな控除額が家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンが事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成の大きな妨げとなっている。

例外的な制度として、一定水準の記帳に基づいて申告し、税務署長の承認を受けた場合、所得金額の計算などについて有利な扱いが受けられる「青色申告」があるものの、申告方法によって待遇に違いが出るという現状は改めるべきである。

よって、国会及び政府においては、家族従業者の賃金が必要経費として認められるよう、税制改正議論の中で社会情勢に即した見直しを図り、所得税法第56条を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）11月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

（提出者）日本共産党及び改革所属議員全員